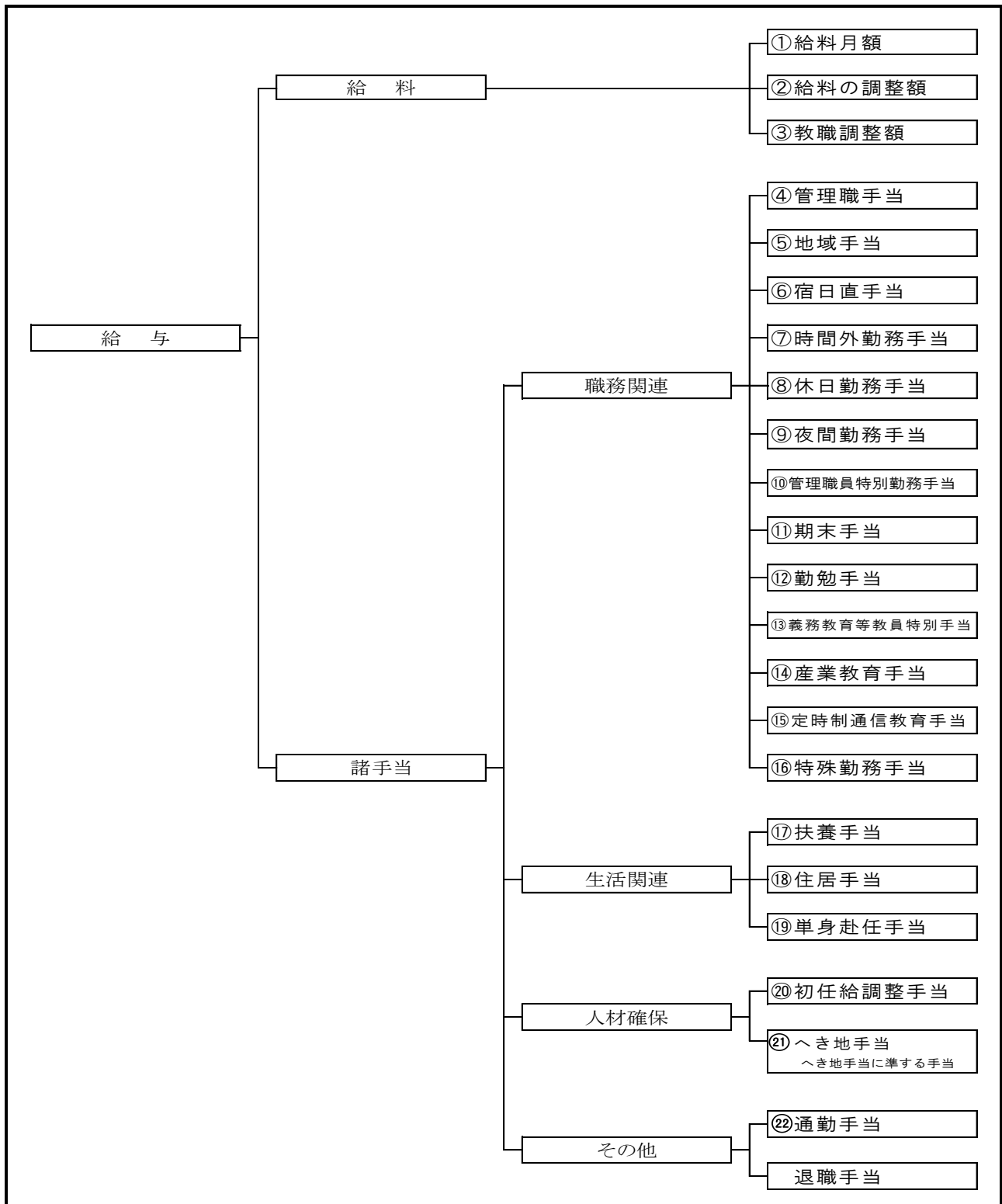


# 給与関係について

## 1 地方公務員の給与

地方公務員の給与は、各地方公共団体の条例に基づいて定められており<sup>(1)</sup>、職員の職務の内容に基づいて決められる給料とこれを補う諸手当から構成されている。

### 【給与体系】



(1) 条例で定める給与

条 例	給 与
一般職に属する学校職員の給与に関する条例	給料（給料月額＋給料の調整額）、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、へき地手当、宿日直手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当
義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例	教職調整額
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例	特殊勤務手当
職員の退職手当に関する条例	退職手当

## 2 給与の概要

### (1) 給 料

#### ① 給料月額

給料月額は、給料表における「等級」と「号給」の組み合わせで決定される。  
給料表は職種に応じて適用される。

#### ● 初任給 [初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 12 条]

区 分	試 験	初任給
行政職給料表	大学卒業程度	1級29号給 (188,700円)
	高校卒業程度	1級 9号給 (153,900円)
医療職給料表	短大卒業程度	1級15号給 (173,000円)

#### ▼ 「等級」と「号給」

職務の等級 : 職務の複雑、困難及び責任の度に応じて区分するもの  
級の上昇が「昇格」

号 給 : 同一等級をさらに細分化するもの  
号給の上昇が「昇給」

#### ▼ 給料表 [一般職に属する学校職員の給与に関する条例第 5 条]

区 分	適用範囲
行政職給料表	事務長、主査、事務主任、主任主事、主事等
海事職給料表	船長、航海士、機関長、機関士等
教育職給料表(一)	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、 教頭、教諭、養護教諭、実習助手等
教育職給料表(二)	中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭 等
医療職給料表	栄養主任、主任栄養士、栄養士等
現業職給料表 *	運転士、船舶員、校務技士、農場員、畜産員、介助員、調理員等

\*教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則第 4 条 別表第一

▼ 昇給 [一般職に属する学校職員の給与に関する条例第7条]

昇給は、毎年1月1日に同日前1年間（1月1日～12月31日）におけるその者の勤務成績に応じて行う。

昇給区分	昇給の号給数	
	55歳未満	55歳以上
標準的な昇給	4号給	1号給

[昇給例]

区分	H30.1.1	H30.4.1	H31.1.1
例1	行1-12(158,000円)	—	行1-16(164,000円)
例2 (新採の場合)	—	行1-9(153,900円)	行1-12(158,000円)

② 給料の調整額 [一般職に属する学校職員の給与に関する条例第10条]

職務内容が、同じ級の職員に比べて特殊な職員に対して、給料月額を調整する趣旨で支給するもの。

$$\text{給料の調整額} = \text{調整基本額} \times \text{調整数}$$

区分	対象職員
特別支援学校	教育職員
小学校及び中学校	特別支援学級を担任し、又は特別の指導を担当する教育職員で、特別支援教育に直接従事するもの

③ 教職調整額 [義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例]

教員の職務と勤務の特殊性に基づき、勤務時間の内外を包括的に評価する給料相当の給与として支給。

$$\text{教職調整額} = \text{給料月額} \times 4\%$$

区分	対象職員
教育職員	職務の等級が給料表の1級又は2級の者

\* 教職調整額が支給される職員には時間外勤務手当、休日勤務手当は支給されない。

(2) 諸 手 当

⑰扶養手当、⑱住居手当、⑲単身赴任手当、㉑通勤手当については、職員の届出に基づき必要な事実の確認・認定を行った後、支給される。

区 分	支給対象者、支給範囲 等	支給額、支給率 等 【H30.1.5時点】																																			
④管理職手当	管理又は監督の地位にある学校職員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>支給額</th> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">高等学校 特別支援 学校</td> <td rowspan="3">校 長</td> <td>79,000円 (3種)</td> <td rowspan="3">中等教育 学校</td> <td>校 長</td> <td>79,000円 (3種)</td> </tr> <tr> <td>68,000円 (4種)</td> <td>教 頭</td> <td>54,000円 (5種)</td> </tr> <tr> <td>56,000円 (5種)</td> <td>事務長</td> <td>41,000円 (6種)</td> </tr> <tr> <td>副校長</td> <td>54,000円 (5種)</td> <td rowspan="4">小学校 中学校</td> <td rowspan="2">校 長</td> <td>76,000円 (3種)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教 頭</td> <td>54,000円 (5種)</td> <td>65,000円 (4種)</td> </tr> <tr> <td>43,000円 (6種)</td> <td rowspan="2">事務長</td> <td>54,000円 (5種)</td> </tr> <tr> <td>62,000円 (4種)</td> <td>53,000円 (5種)</td> </tr> <tr> <td>51,000円 (5種)</td> <td>43,000円 (6種)</td> </tr> <tr> <td>41,000円 (6種)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	支給額	区分	職名	支給額	高等学校 特別支援 学校	校 長	79,000円 (3種)	中等教育 学校	校 長	79,000円 (3種)	68,000円 (4種)	教 頭	54,000円 (5種)	56,000円 (5種)	事務長	41,000円 (6種)	副校長	54,000円 (5種)	小学校 中学校	校 長	76,000円 (3種)	教 頭	54,000円 (5種)	65,000円 (4種)	43,000円 (6種)	事務長	54,000円 (5種)	62,000円 (4種)	53,000円 (5種)	51,000円 (5種)	43,000円 (6種)	41,000円 (6種)	
区分	職名	支給額	区分	職名	支給額																																
高等学校 特別支援 学校	校 長	79,000円 (3種)	中等教育 学校	校 長	79,000円 (3種)																																
		68,000円 (4種)		教 頭	54,000円 (5種)																																
		56,000円 (5種)		事務長	41,000円 (6種)																																
	副校長	54,000円 (5種)	小学校 中学校	校 長	76,000円 (3種)																																
	教 頭	54,000円 (5種)			65,000円 (4種)																																
43,000円 (6種)		事務長		54,000円 (5種)																																	
62,000円 (4種)	53,000円 (5種)																																				
51,000円 (5種)	43,000円 (6種)																																				
41,000円 (6種)																																					
⑤地域手当	支給地域に勤務する学校職員	(給料+管理職手当+扶養手当)×支給割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>級地</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京特別区</td> <td>1</td> <td>20/100</td> </tr> <tr> <td>つくば市、大阪市</td> <td>2</td> <td>16/100</td> </tr> <tr> <td>京都市、広島市、福岡市 福津市</td> <td>5</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td>6</td> <td>6/100</td> </tr> <tr> <td>岡山市、北九州市</td> <td>7</td> <td>3/100</td> </tr> <tr> <td>山口県内全域</td> <td>—</td> <td>15/10000</td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	級地	支給割合	東京特別区	1	20/100	つくば市、大阪市	2	16/100	京都市、広島市、福岡市 福津市	5	10/100	仙台市	6	6/100	岡山市、北九州市	7	3/100	山口県内全域	—	15/10000														
支給地域	級地	支給割合																																			
東京特別区	1	20/100																																			
つくば市、大阪市	2	16/100																																			
京都市、広島市、福岡市 福津市	5	10/100																																			
仙台市	6	6/100																																			
岡山市、北九州市	7	3/100																																			
山口県内全域	—	15/10000																																			
⑥宿日直手当	宿日直勤務を行った学校職員 (生徒指導を伴わない場合)	4,200円/回																																			
	宿日直勤務を行った学校職員 (生徒指導を伴う場合)	7,200円/回																																			
⑦時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、現に勤務した学校職員(教育職員を除く)等	勤務1時間当たりの給与額×支給割合(①～③)×時間数 ① 正規の勤務時間が割り振られた日(休日勤務手当が支給される日を除く。)の勤務 …125/100(深夜は150/100) ※ 60h超 150/100(深夜175/100) ② ①以外の日の勤務 …135/100(深夜は160/100) ※ 60h超 150/100(深夜175/100) ③ 割振り変更前の勤務時間外の勤務(1週間の正規の勤務時間数を超えた場合に限る。) …25/100 ※ 60h超 50/100																																			
⑧休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ、現に勤務した学校職員(教育職員を除く)	勤務1時間当たりの給与額×135/100×時間数																																			
⑨夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した学校職員	勤務1時間当たりの給与額×25/100×時間数																																			
⑩管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の公務に従事した管理職員	8,500円/回(3種)、7,000円/回(4種)、 6,000円/回(5種)、4,000円/回(6種又は7種)																																			

区 分	支給対象者、支給範囲 等	支給額、支給率 等 【H30.1.5時点】						
⑪期末手当	基準日（6月1日、12月1日）に在職する学校職員	期末手当基礎額×支給割合（支給率）×期間率 年間支給割合 2.6月						
⑫勤勉手当		勤勉手当基礎額×支給割合（成績率）×期間率 年間支給割合 1.7月						
⑬義務教育等教員特別手当	学校に勤務する教育職員	等級号給に応じた額（8,000円/月以内）						
⑭産業教育手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する教育職員	(給料月額+教職調整額)×5/100						
⑮定時制通信教育手当	定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等	(給料月額+教職調整額)×10/100						
⑯特殊勤務手当	手当の種類	支 給 要 件	支給額					
	教員特殊業務手当	児童生徒の保護又は防災・復旧業務	8,000円/日～ 16,000円/日					
		児童生徒の救急業務	7,500円/日					
		児童生徒の補導業務	7,500円/日					
		修学旅行等指導業務	5,100円/日					
		対外運動競技等指導業務（宿泊有）	5,100円/日					
		対外運動競技等指導業務（勤務を要しない日）	5,100円/日					
		部活動指導業務	3,600円/日					
		入学試験監督	900円/日					
教育業務連絡指導手当（主任手当）	小、中、高、中等、特別支援学校における主任の業務	200円/日						
⑰扶養手当	扶養親族のある学校職員							
H30.4.1改定 (参考2)	ア 配偶者	13,000円/月						
	イ 配偶者以外の扶養親族	1人につき 子) 7,100円/月 その他) 6,500円/月 配偶者がいない場合、そのうち1人 11,000円/月						
	ウ 15～22歳までの子	1人につき5,000円/月加算						
⑱住居手当	借家居住の学校職員	家賃の額に応じた額（27,000円/月以内）						
⑲单身赴任手当	公署の異動等により単身で生活することになった学校職員	30,000円/月+距離区分に応じた加算額（8,000円～70,000円）						
⑳初任給調整手当	特殊な専門知識を必要とし、かつ欠員の補充が困難な職に採用された学校職員	学校においては現在、該当なし						
㉑へき地手当	交通条件等に恵まれない地域に所在する学校等に勤務する学校職員	(給料月額+調整額+教職調整額+扶養手当)×支給割合						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>1級地</th> <th>2級地</th> <th>3級地</th> <th>4級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/100</td> <td>12/100</td> <td>16/100</td> <td>20/100</td> </tr> </tbody> </table>	1級地	2級地	3級地	4級地	8/100	12/100
1級地	2級地	3級地	4級地					
8/100	12/100	16/100	20/100					
へき地手当に準ずる手当	交通条件等に恵まれない地域に所在する学校等への異動により転居した学校職員	(給料月額+調整額+教職調整額+扶養手当)×4/100 *異動から5年経過後2%、6年経過後は支給なし						
㉒通勤手当	通勤のため交通機関等を利用する学校職員	運賃等相当額（全額支給限度額は55,000円/月、55,000円を超える分は1/2支給）						
	H30.4.1改定 (参考2) 通勤のため自動車等を使用する学校職員	距離区分ごとの額（50,000円/月以内、高速道路利用料は交通機関等利用者の方法で別途支給）						